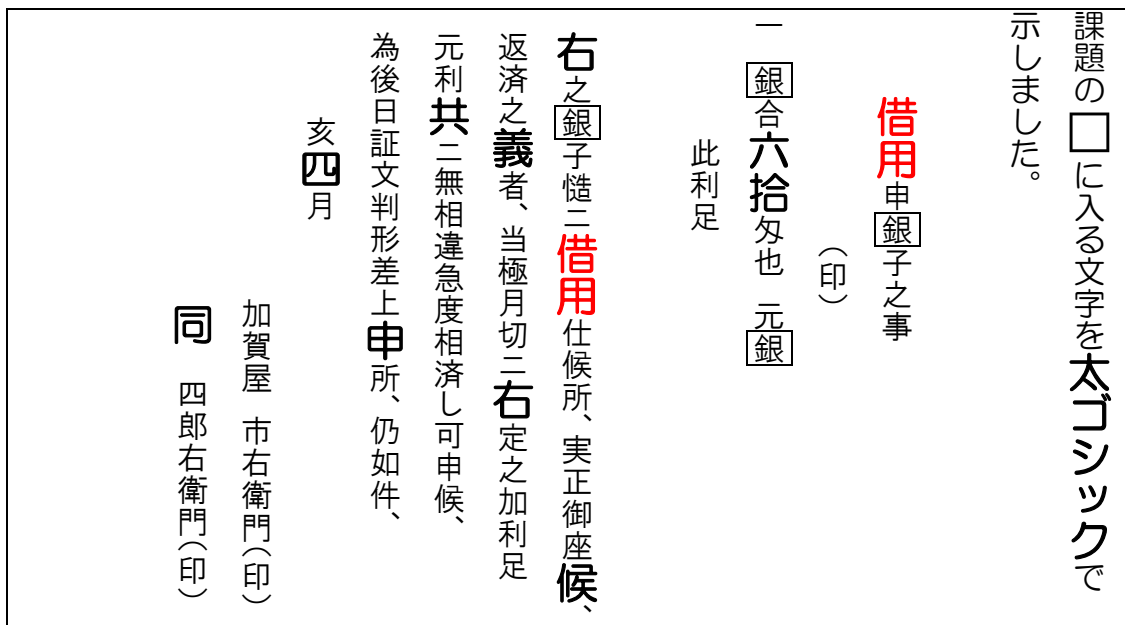


【読解例と解説】



今回課題とした古文書は、銀子の借用状、いわゆる借金の証文です。典型的な借金の証文で、表題に「〇〇申△△之事」の形で「借用申銀子之事」とあり、「銀子（ぎんす）を借用いたします」の意味です。まずは表題をしっかりと読むことが大切です。

表題をしっかりと読むために

ただ、「表題をしっかりと読む」とはとっても、表題の文字のくずしが極端だったり、かすれなどで読みにくい場合だったりすると、表題だけで判読するのはなかなか難しい場合もあります。そのさいは、本文などにも表題に使われている文字と同じ文字が使われていることが多いので、よく探してみましよう。例えば、この課題の表題の「銀」という文字は、全部で計4か所出てきます。いずれも「金偏（かねへん）」のくずしの特徴が出ています（写真をご確認ください）。また、「借用」の文字（赤字）は表題だけでなく本文にも登場します。表題をしっかりと読むために、本文もぜひ参照しましょう。

様式や書式も証文であることの判断材料になる？

古文書の様式・書式に注目することも大切です。この古文書は、差出人（作成者）のところだけでなく、冒頭から2行目にも印が押されています。これは借用する金額の確認印で、江戸時代のほとんどの借金証文にみられます。また本文の最後の文「仍如件（よってくだんのごとし）」は、「仍而（依而）如件」などとも書き、「前記の通りです」という意味で、証文に使われる定型の書止文言で、これらの文言が最後にあれば、容易に証文と判断できます。

江戸時代のお金

江戸時代には寛永通宝（一文銭）などの銭貨のほか、金貨、銀貨、藩札等が使用されました。越前や若狭は金貨よりも銀貨がよく流通していたため、実際には銀貨（銀子）を借用するケースが多かったようです。